



長野県報

12月24日(木)
平成21年
(2009年)
第2128号

目 次

規則

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（建築指導課）	2
企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する管理規程（経営企画課）	3

告示

平成22年1月1日市町村合併に伴う人口（情報統計課）	3
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定（長寿福祉課）	4
告示の廃止（農業政策課）	4
長野県烏川渓谷緑地の指定管理者の指定（都市計画課）	4
道路の区域決定及び関係図面の縦覧（道路管理課）	5
長野県松川青年の家の指定管理者の指定（文化財・生涯学習課）	5
長野県須坂青年の家の指定管理者の指定（文化財・生涯学習課）	5
長野県望月少年自然の家の指定管理者の指定（文化財・生涯学習課）	5
長野県阿南少年自然の家の指定管理者の指定（文化財・生涯学習課）	5
長野県公安委員会が委託する安全運転管理者等講習業務の一般競争入札に参加する者に必要な資格（交通企画課）	5
政治資金規正法に基づく政治団体の届出（選挙管理委員会）	7
政治資金規正法に基づく政治団体の届出事項の異動の届出（選挙管理委員会）	8
政治資金規正法に基づく政治団体の解散の届出（選挙管理委員会）	18
政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出（選挙管理委員会）	18
政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出事項の異動の届出（選挙管理委員会）	19
政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定取消しの届出（選挙管理委員会）	20
政治資金規正法に基づく政治団体の収支に関する報告書の訂正報告（3件）（選挙管理委員会）	20

公 告

一般競争入札（生活文化課消費生活室）	21
県営土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分（農地整備課）	22
建築基準法に基づく公開による意見の聴取の実施（建築指導課）	22
特定調達契約に係る落札者の決定（病院事業局）	22
一般競争入札（4件）（河川課）	22
一般競争入札（事業課）	25
特定調達契約に係る一般競争入札（特別支援教育課）	26
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催（生活安全企画課）	27
平成22年度において長野県公安委員会が委託する安全運転管理者等講習業務の一般競争入札に参加する者の事前研修及び資格審査の実施（交通企画課）	28
道路交通法に基づく技能検定員及び教習指導員の審査の実施（東北信運転免許センター）	29
一般競争入札（健康づくり支援課）	31
一般競争入札（2件）（食品・生活衛生課）	31
一般競争入札（薬事管理課）	33
一般競争入札（5件）（環境政策課）	34
特定調達契約に係る落札者の決定（ものづくり振興課）	38
特定調達契約に係る一般競争入札（ものづくり振興課）	38
一般競争入札（2件）（ものづくり振興課）	39
一般競争入札（農業技術課）	40
一般競争入札（8件）（高校教育課）	41

訓 令

平成22年1月1日付け別に人事通知書を交付されない者について（義務教育課）	47
---------------------------------------	----

規則

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成21年12月24日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第45号

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

屋外広告物条例施行規則（平成6年長野県規則第25号）の一部を次のように改正する。

別表第2の高速自動車国道中央自動車道西宮線の項中

山梨県と長野県との境界から上り線座光寺パーキングエリア終点（飯田市座光寺172番の2地先）まで	両側各500メートル以内
---	--------------

を

山梨県と長野県との境界から県道神宮寺諏訪線と立体交差する地点まで	両側各500メートル以内
県道諏訪辰野線と立体交差する地点から上り線座光寺パーキングエリア終点（飯田市座光寺172番の2地先）まで	

に改め、

長野市と大町市との境界から県道川口大町線との交差点まで	県道川口大町線との交差点に向かって左側200メートル以内
-----------------------------	------------------------------

に改め、

同表の県道長野大町線の項中「一般国道19号との交差点（長野市信更町安庭1838番地1地先）を「森下橋（長野市中条住良木字矢崎6981番1地先」に改め、同表の県道諏訪湖四賀線の項及び湖周線（昭和48年長野県告示第585号で告示された諏訪都市計画道路3・3・1湖周線）の項を削る。

別表第3の高速自動車国道中央自動車道西宮線の項中

山梨県と長野県との境界から上り線座光寺パーキングエリア終点（飯田市座光寺172番の2地先）まで	両側各1,000メートル以内及び駒ヶ根市の区域のうち上伊那郡宮田村に向かって左側1,000メートルを超えて、中央アルプス県立公園との境界まで
---	--

を

山梨県と長野県との境界から県道神宮寺諏訪線と立体交差する地点まで	両側各1,000メートル以内
県道諏訪辰野線と立体交差する地点から上り線座光寺パーキングエリア終点（飯田市座光寺172番の2地先）まで	両側各1,000メートル以内及び駒ヶ根市の区域のうち上伊那郡宮田村に向かって左側1,000メートルを超えて、中央アルプス県立公園との境界まで

に改め、

同表の一般国道19号の項中

長野市と大町市との境界から長野市と上水内郡信州新町との境界（長野市大岡甲4271番の1地先）まで	上水内郡信州新町に向かって左側200メートル以内
長野市と上水内郡信州新町との境界（長野市大岡甲4271番の1地先）から上水内郡信州新町大字水内字宮平3022番の4地先まで	上水内郡信州新町大字水内字宮平3022番の4地先に向かって左側200メートル以内及び右側500メートル以内。ただし、次に掲げる地域を除く。 1 県道岩本里穂刈線との交差点から上水内郡信州新町道西上町西線との交差点までの区間の両側各30メートル以内の地域 2 上水内郡信州新町道西上町西線との交差点から県道信濃信州新線との交差点までの区間の上水内郡信州新町大字水内字宮平3022番の4地先に向かって左側80メートル以内及び右側30メートル以内の地域

を

同表の湖周線（昭和48年長野県告示第585号で告示された諏訪都市計画道路3・3・1湖周線）の項を削り、同表の中央本線の項中

諏訪市道44104号線との交差点から諏訪市道1-2号線との交差点まで	上諏訪駅に向かって左側400メートル以内及び右側100メートル以内
一級河川砥川との交差点（諏訪郡下諏訪町字社275番の1地先）から一級河川横河川との交差点（岡谷市堀ノ内1丁目2067番の2地先）まで	両側各300メートル以内

を

一級河川砥川との交差点（諏訪郡下諏訪町字社275番の1地先）から一級河川横河川との交差点（岡谷市堀ノ内1丁目2067番の2地先）まで	両側各300メートル以内
--	--------------

に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、別表第2の一般国道19号線の項の改正規定及び県道長野大町線の項の改正規定は、同年1月1日から施行する。
(経過措置)
- この規則（前項ただし書に規定する改正規定については、当該改正規定）の施行の日前に表示し、又は設置された屋外広告物条

例（平成5年長野県条例第23号）第2条第1項に規定する広告物等に係るこの規則による改正後の屋外広告物条例施行規則第4条第2項又は第9条第1項に規定する地域については、同規則別表第2又は別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

建築指導課

企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

平成21年12月24日

長野県公営企業管理者職務執行者
長野県企業局長 山田 隆

長野県公営企業管理規程第4号

企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する管理規程

（企業職員の給与に関する規程の一部改正）

第1条 企業職員の給与に関する規程（昭和43年長野県公営企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「第7条及び第7条の2において」を「以下に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「前項」を「第3項」に改め、同項第1号中「前項」を「第3項」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「により定められた」を「の例により定められた」に、「に規定する勤務時間」を「の規定の例による勤務時間」に、「とする」を「と、前項の規定により読み替えて適用する第3項中「並びに当該勤務開始日」とあるのは「を当該勤務開始日における職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年長野県条例第9号）第2条第2項の規定の例により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定の例による勤務時間で除して得た数で除して得た額並びに当該勤務開始日」とする」に改め、同項第2号中「前項」を「第3項」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「により」を「の例により」に、「に規定する」を「の規定の例による」に、「とする」を「と、前項の規定により読み替えて適用する第3項中「並びに」とあるのは「に職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年長野県条例第9号）第2条第2項の規定の例により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定の例による勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに」とする」に改め、同項第3号中「前項」を「第3項」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「により」を「の例により」に、「に規定する」を「の規定の例による」に、「とする」を「と、前項の規定により読み替えて適用する第3項中「並びに当該勤務開始日」とあるのは「を当該勤務開始日における職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年長野県条例第9号）第2条第2項の規定の例により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定の例による勤務時間で除して得た数で除して得た額に現に同条第2項の規定の例により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定の例による勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに当該勤務開始日」とする」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 勤務開始日が平成21年4月1日から同年11月30日までの間にある職員（その日に減額改定対象職員（一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年長野県条例第46号）附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員をいう。）

に相当する職員として管理者が定める職員であつた者に限る。）に対する前項の規定の適用については、前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年長野県条例第46号。以下この項において「平成21年改正給与条例」という。）の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の一般職給与条例の規定の例によるものとした場合及び平成21年改正給与条例第3条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年長野県条例第1号）附則第9項の規定の例によるものとした場合の給料の月額並びに当該勤務開始日に受けていた」とする。

（企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程の一部改正）

第2条 企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程（平成19年長野県公営企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

附則第3項第1号中「管理職手当の額」の次に「（平成21年12月1日（以下「基準日」という。）において減額改定対象職員（一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年長野県条例第46号）附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員をいう。以下同じ。）に相当する職員として管理者が定める職員である者にあっては、当該管理職手当の額に100分の99.76を乗じて得た額）を加え、同項第2号から第4号までの規定中「管理職手当の額」の次に「（基準日において減額改定対象職員に相当する職員として管理者が定める職員である者にあっては、当該管理職手当の額に100分の99.76を乗じて得た額）を加え、同項第5号中「した場合に」を「して」に、「準じてその者が受けることとなる管理職手当の額」を「よるものとした場合の額」に改める。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

経営企画課



長野県告示第587号

平成22年1月1日から上水内郡信州新町及び同郡中条村を廃し、その区域を長野市に編入することに伴い、次のとおり長野市及び上水内郡の人口を告示します。

平成21年12月28日

長野県知事 村井 仁
長野市 386,572人
上水内郡 25,802人

情報統計課